

御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想

概要版

① 御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想とは

公立教育・保育施設が乳幼児期における教育・保育を効果的に実施していくため、公立教育・保育施設の効率的な運営や定員設定等について目指すべき姿を明らかにし、今後の施設整備についての基本的な方向性を示すものです。

② 策定の背景

急速な少子高齢化の進行、核家族の増加、女性の社会進出に伴う保護者の就労環境の変化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。教育・保育施設の状況をみると、保育所への入所希望児童数は増加傾向にあり、幼稚園の入園児童数は減少傾向にあります。就労を希望する母親の増加等に伴う乳幼児期の保育ニーズの高まり、就労状況等に関わらない一定した幼稚園教育ニーズ等を踏まえ、バランスの良い教育・保育施設の整備が必要です。

平成27年3月に策定した「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」のもと、これからの公立教育・保育施設は待機児童・入所待ち児童への対策を図るとともに、少子化による就学前児童数の減少、施設の老朽化や維持管理を踏まえた上で、子どもたちの安心と健やかな成長を保障する場として、公立教育・保育施設の配置及び規模の適正化を行う必要があります。

③ 基本構想の期間

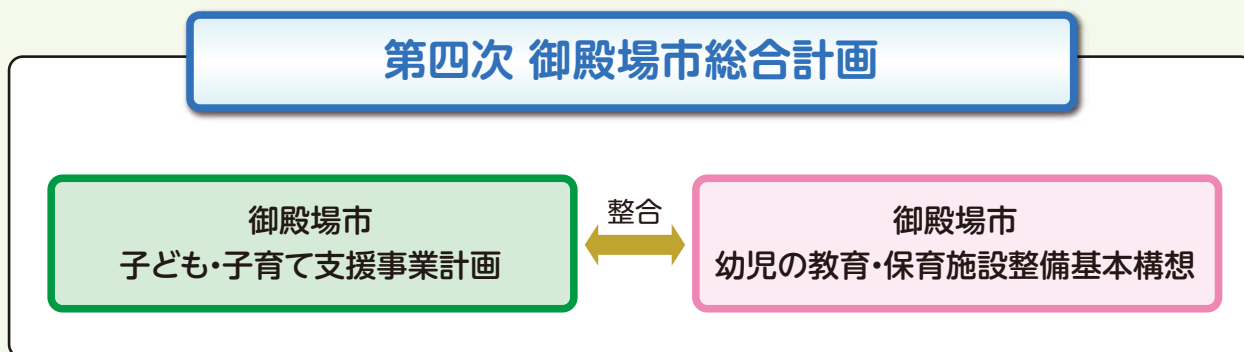
中長期間(10~20年程度)における社会動向等も見据え、本基本構想の期間は、平成28~47年度の20年間とします。また、今後の国(制度)の動向や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図ります。



④ 基本構想の位置付け

「第四次御殿場市総合計画 前期基本計画」の政策方針「2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり」の政策「2-1 子育てしやすい環境づくりの推進」の中の施策「2-1-(9) 保育所・幼稚園機能の整備・充実」に位置付けられます。

また、「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」の内容を受けて策定するものです。



⑤ 公立教育・保育施設における教育・保育

(1) 公立教育・保育施設の役割・機能

- ・ 「基本的な乳幼児期の教育・保育」の保障
- ・ 地域と連携を図った地域性のある教育・保育の実施
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの受入体制の充実
- ・ 子育てに関する相談、子育て家庭の交流の促進及び親子の遊びの場の提供など、すべての子育て家庭を支援する拠点としての機能
- ・ 小学校・中学校へとつながる教育・保育、子どもの学びの連続性に配慮した教育・保育の実施

(2) 公立教育・保育施設の現状と課題

- ・ 保育所への入所希望者の増加（3歳未満児における待機児童・入所待ち児童の発生）
- ・ 幼稚園の入園児童数の減少や入園状況の地域的偏り、保護者の就労状況等にかかわらない幼稚園教育ニーズへの対応
- ・ それぞれの家庭のライフスタイルに応じて保護者が選択できる教育・保育への要望の高まり
- ・ 延長保育や一時預かりなどの多様な保育サービスへの要望の高まり
- ・ 人材（保育士や幼稚園教諭）の確保

⑥ 教育・保育施設整備に関する基本課題と対応の方向性

(1) 保育ニーズの増加と就学前児童数の減少への対応

今後も高まっていくことが予測される保育ニーズに対応し、子育て世代の移住・定住を促進するための環境整備を推進していく必要があります。一方で、少子化の影響も考慮しつつ、中長期的な見通しのもとで、需給バランス等を考慮した施設整備を図っていく必要があります。

(2) 施設の老朽化への対応

公立教育・保育施設の計17施設のうち14施設は建築後25年以上が経過していることから、施設の老朽化を考慮した上で、改修・更新時期における保護者の教育・保育に対するニーズや市の財政状況等を精査し、計画的な整備を進めていく必要があります。

(3) 地域ごとのニーズ量への対応

多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためにも、地域ごとのニーズ量に対応できる教育・保育を量的に確保していく必要があります。

【参考】御殿場市教育・保育施設、地域型保育事業所等配置図



⑦ 御殿場市教育・保育施設整備基本構想の策定方針(適正配置・適正規模の方針)

次の4つの視点を組み合わせながら、教育・保育提供区域(6地区)ごと、施設区分ごとに方針を整理

- ①: 認定こども園化(幼保一体化)
- ②: 施設の再編(統廃合)
- ③: 地域型保育事業の実施(3歳未満児の待機児童の解消)
- ④: 現状維持(定員の見直しを含む)

・検討時期を、次の4つの区分で整理

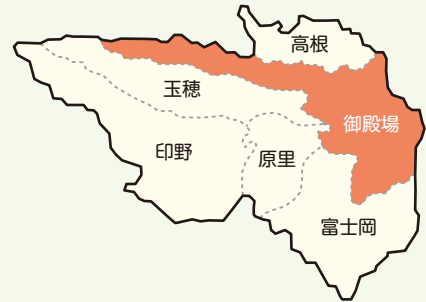
◎: 5年以内 ○: 10年以内 △: 20年以内 ▼: 21年以上後

※具体的な施設整備の検討にあたっては、民間活力の有効活用についても検討するとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校が進める一貫教育への実現にも配慮します。

I 御殿場地区

〈公立施設配置計画〉

施設区分	方針	検討時期
幼稚園	④	○
保育所	④	△
地域型保育事業所	③	◎



〈方針に基づく公立施設数・定員設定〉

		現状(H27)		方針						
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳				
						1号認定	2号認定	3号認定		
						1~2歳	0歳			
教育・保育施設	幼稚園	1	315	1	240	240	-	-	-	-
	保育所	2	298	2	298	-	199	78	21	-
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域型保育事業所	小規模保育事業所	-	-	1	19	-	-	13	6	-
合計		3	613	4	557	240	199	91	27	-

※認定区分とは…(以下同じ)

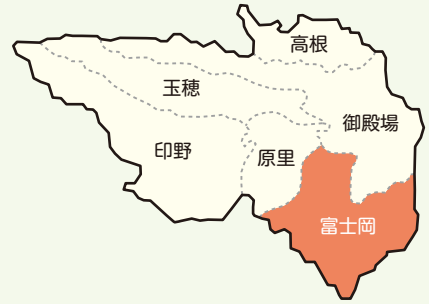
認定区分	対象者	保育の必要性	対象となる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育を希望するもの	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所、認定こども園 地域型保育事業

II 富士岡地区

〈公立施設配置計画〉

施設区分	方針	検討時期
幼稚園	②	◎
保育所※	④	—

※富士岡地区には公立保育所はありませんが、私立保育施設により保育ニーズに対する受入体制は整っています。



〈方針に基づく公立施設数・定員設定〉

		現状(H27)		方針					
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳			
教育・保育施設	幼稚園	3	380			1~2	180	1号認定	2号認定
		保育所	—	—					1~2歳
	認定こども園	—	—			—	—	—	—
合計		3	380	1~2	180	180	—	—	—

III 原里地区

〈公立施設配置計画〉

施設区分	方針	検討時期
幼稚園	②(③)	○
保育所	④	△
地域型保育事業所	(③)	○



〈方針に基づく公立施設数・定員設定〉

		現状(H27)		方針					
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳			
教育・保育施設	幼稚園	3	455			2	320	1号認定	2号認定
		保育所	2	210					1~2歳
	認定こども園	—	—			—	—	—	—
地域型保育事業所	小規模保育事業所	—	—	1	19	—	—	13	6
合計		5	665	5	549	320	121	78	30

IV 玉穂地区

〈公立施設配置計画〉

施設区分	方針	検討時期
幼稚園	④(③)	○
保育所	④	△
地域型保育事業所	(③)	○



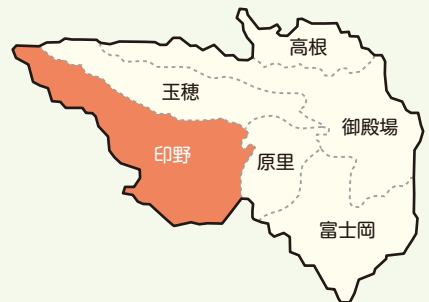
〈方針に基づく公立施設数・定員設定〉

		現状(H27)		方針					
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳			
						1号認定	2号認定	3号認定	
		1~2歳	0歳						
教育・保育施設	幼稚園	1	200	1	160	160	-	-	-
	保育所	2	190	2	190	-	118	59	13
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-
地域型保育事業所	小規模保育事業所	-	-	1	19	-	-	13	6
合計		3	390	4	369	160	118	72	19

V 印野地区

〈公立施設配置計画〉

施設区分	方針	検討時期
認定こども園	④	▼



〈方針に基づく公立施設数・定員設定〉

		現状(H27)		方針					
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳			
						1号認定	2号認定	3号認定	
		1~2歳	0歳						
教育・保育施設	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-
	保育所	-	-	-	-	-	-	-	-
	認定こども園	1	110	1	110	40	31	30	9
合計		1	110	1	110	40	31	30	9

VI 高根地区

〈公立施設配置計画〉

施設区分	方針	検討時期
保育所	①	◎



〈方針に基づく公立施設数・定員設定〉

		現状(H27)		方針						
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳				
						1号認定	2号認定	3号認定		
						1~2歳	0歳			
教育・保育施設	幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保育所	2	170	—	—	—	—	—	—	—
	認定こども園	—	—	2	230	60	101	54	15	—
地域型保育事業所	小規模保育事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		2	170	2	230	60	101	54	15	—

市全体

〈方針に基づく公立施設数・定員設定〉

		現状(H27)		方針						
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳				
						1号認定	2号認定	3号認定		
						1~2歳	0歳			
教育・保育施設	幼稚園	8	1,350	5~6	900	900	—	—	—	—
	保育所	8	868	6	698	—	438	202	58	—
	認定こども園	1	110	3	340	100	132	84	24	—
地域型保育事業所	小規模保育事業所	—	—	3	57	—	—	39	18	—
合計		17	2,328	17~18	1,995	1,000	570	325	100	—

■需給計画(市全体)【参考】

適正配置・適正規模方針により新たに設定された認定区分別の定員と、私立施設における平成31年度の想定定員とを合わせた市全体の定員の総計を、「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」で算出した平成31年度の量の見込み(ニーズ量)と対比しました。どの認定区分においても、ニーズの変動に対応できる体制となっています。

(単位：人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(参考)方針反映後
1号認定	① 量の見込み	1,387	1,345	1,317	1,307	1,292	1,292
	② 確保の内容	1,810	1,939	1,941	1,943	1,943	1,528
	差(②-①)	423	594	624	636	651	236
2号認定	① 量の見込み	1,232	1,195	1,170	1,160	1,147	1,147
	② 確保の内容	1,208	1,189	1,181	1,167	1,159	1,152
	差(②-①)	▲ 24	▲ 6	11	7	12	5
1・2歳 3号認定	① 量の見込み	744	739	721	708	699	699
	② 確保の内容	707	696	696	696	699	742
	差(②-①)	▲ 37	▲ 43	▲ 25	▲ 12	0	43
3号認定 (0歳)	① 量の見込み	244	239	235	233	229	229
	② 確保の内容	198	206	212	224	229	250
	差(②-①)	▲ 46	▲ 33	▲ 23	▲ 9	0	21

⑧ 今後の展望

- ★本基本構想を市の施設整備計画の指針として位置付け、各施設の状況や地域の実情に応じた計画的かつ適正な施設整備を実施します。
- ★乳幼児期の教育・保育をめぐる状況の変化等を十分に見極めながら、社会情勢の変化に応じた方針の見直しを実施します。
- ★公立教育・保育施設が公立としての役割を果たすための体制を整備するとともに、民間活力を活用することにより、多様化する教育・保育ニーズにきめ細やかに対応し、子育て支援の充実を図ります。

御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想 概要版

平成28年3月

発行：御殿場市健康福祉部子ども育成課 〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

電話：0550-82-4126 FAX：0550-82-4325

E-mail：hoiku@city.gotemba.shizuoka.jp